

令和 3 年第 3 回
河内町議会定例会会議録 第 2 号

令和 3 年 9 月 1 6 日 午前 1 0 時 1 5 分開議

1. 出席議員 10 名

1 番	山 本 豊 君	2 番	佐 川 洋 司 君
3 番	高 橋 利 彰 君	4 番	服 部 隆 君
5 番	高 橋 稔 君	7 番	諸 岡 周 示 君
8 番	牧 山 龍 雄 君	1 0 番	星 野 初 英 君
1 1 番	大 野 佳 美 君	1 2 番	宮 本 秀 樹 君

1. 欠席議員

な し

1. 出席説明員

町 長	野 澤 良 治 君
総 務 課 長	諏 訪 洋 一 君
危機 管理 監	野 澤 茂 君
企画 財政 課 長	北 澤 雅 志 君
秘書 広 聴 課 長	小 島 孝 裕 君
経 済 課 長	坂 本 紀 幸 君
上 下 水 道 課 長	香 取 秀 一 君
教 育 長	鈴 木 裕 之 君
教育 委員会 事務局 長	寺 崎 光 則 君
町 民 課 長	石 山 茂 樹 君
税 務 課 長	石 山 哲 也 君
子 育 て 支 援 課 長	足 立 誠 君
福 祉 課 長	吉 田 茂 久 君
出 納 室 長	山 田 さつき 君
都 市 整 備 課 長	仲 代 直 人 君

1. 出席事務局職員

議 会 事 務 局 長	伊 藤 英 樹
-------------	---------

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

令和3年9月16日（木曜日）

午前10時15分開議

議事日程

日程1. 議員派遣の件

日程2. 一般質問

日程3. 議案第1号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

日程4. 議案第2号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例

日程5. 議案第3号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例

日程6. 議案第4号 令和3年度河内町一般会計補正予算（第3号）

日程7. 議案第5号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程8. 議案第6号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程9. 議案第7号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

日程10. 議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程11. 議案第9号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）

日程12. 議案第10号 サイクルステーション建設工事請負契約について

日程13. 認定第1号

（1）令和2年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定

（2）令和2年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

（3）令和2年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

（4）令和2年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定

（5）令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定

（6）令和2年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第2号

令和2年度河内町水道事業会計決算の認定

日程14. 請願第1号 小林町歩地区（町道1254号線）舗装工事に関する請願について

日程15. 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書の提出について

日程16. 選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙について

日程17. 選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙について

日程18. 閉会中の所管事務調査の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程 1. 議員派遣の件
- 日程 2. 一般質問
- 日程 3. 議案第 1 号
- 日程 4. 議案第 2 号
- 日程 5. 議案第 3 号
- 日程 6. 議案第 4 号
- 日程 7. 議案第 5 号
- 日程 8. 議案第 6 号
- 日程 9. 議案第 7 号
- 日程10. 議案第 8 号
- 日程11. 議案第 9 号
- 日程12. 議案第10号
- 日程13. 認定第 1 号
認定第 2 号
- 日程14. 請願第 1 号
- 日程15. 議員提出議案第 1 号
- 日程16. 選挙第 1 号
- 日程17. 選挙第 2 号
- 日程18. 閉会中の所管事務調査の件

午前 10 時 15 分開議

○議長（服部 隆君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してございます議事日程のとおりでございます。御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、そのように決定しました。

○議長（服部 隆君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、新型コロナウイルスについて、ワクチン接種にかかる同調圧力について、ワクチンの成分と健康被害については、佐川洋司君からの質問です。

2、子宮頸がん予防ワクチン接種について、防災用備品の総点検について、読書通帳については、星野初英君からの質問です。

3、防災・減災対策について、農業の支援については、諸岡周示君からの質問です。

初めに、佐川洋司君、登壇願います。

〔2 番佐川洋司君登壇〕

○2 番（佐川洋司君） おはようございます。2 番佐川洋司です。よろしくお願いいたしますします。

皆さんは、背乗りという言葉をご存じでしょうか。例えば、東日本大震災で亡くなられたり、行方不明になられた方がたくさんおられます。その戸籍を盗み日本人に成り済ます行為なのですが、そのことを警察に取締まりをお願いしたら、逆に名誉棄損で告訴されたという事例が起きています。なぜ逆に告訴されるのでしょうか。日本にはスパイ防止法がなく、取り締まることはできないからです。これからの日本は、安心、安全な国になっていかなければならないと願うばかりです。

それではこれより、町民の目線に立った質問をさせていただきます。簡潔な御返答をよろしくお願いいたします申し上げます。では、通告に従い一般質問を行います。

1 項目は、新型コロナウイルスについてです。2 項目は、同調圧力についてです。3 項目は、ワクチンの成分と健康被害についてお聞きします。全て町民にとって安心、安全に関わる優先事項です。詳細は自席にてお伺いいたしますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（服部 隆君） 2 番佐川洋司君。

○2 番（佐川洋司君） 新型コロナウイルスについてお聞きします。

町長は、選挙公約のとおり、ワクチンの早期接種を実施されましたが、世界中で誰も新型コロナウイルスの存在証明ができていないこと。ウイルスの単離標本が不存在であり、その病原性が科学的に証明されていないことについては御存じでしょうか。ワクチン接種の是非に関わる問題ですので早急に調べてください。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 佐川議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルスの調査については、国や研究機関において行われるものでありまして、ウイルスの分離については、国立感染症研究所において公表されております。

ワクチン接種の安全性についても、厚生労働省において公表されておまして、ファイザー社、そしてアストラゼネカ社、モデルナ社のいずれも薬事承認をされております。予

防接種法に基づいて接種できるワクチンと認識をしております。町としてはそういったことから、調査を行う予定はなく、今後も国の方針に基づき、ワクチン接種を含め様々な施策を行ってまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 隆君） 2 番佐川洋司君。

○2 番（佐川洋司君） 現在まで新型コロナウイルスの分離記憶、分離標本は存在しないか、見つかっていないということになっています。早急にお調べいただきたいと思います町長にお願いいたしました。調べていただけたとは思いますが。

ウイルスの分離に成功、それはウイルスの存在証明になります。しかし、現在、世界中でこのウイルスの分離に成功した人は誰もいません。アメリカのCDC、カナダの保健省、イギリス政府は新型コロナウイルスが存在しないことを認めており、私の手元にはCDCアメリカ疾病予防管理センターの2020年7月13日付解説サイトのコピーがあります。これなのですが、ここには誰もCOVID-19ウイルスの分離された標本を持っていません。誰もCOVID-19ウイルスを分離していません。したがって、これが存在することを誰も証明していませんと記載されています。

ちなみに国内では、国立感染症研究所が2020年1月31日に、同研究所ウイルス対策本部で、同ウイルスの分離に成功しましたと報告しました。しかし、これは発表後すぐ取り下げられ、事実上撤回されています。この資料も、これは厚労省のホームページなのですが、これもあります。ということなので、ぜひ危機管理の観点からも、町民の安心、安全を守るということで、もう一度ぜひ検討をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 2 番佐川洋司君。

○2 番（佐川洋司君） 次に、同調圧力についてお尋ねします。私は、接種開始前、職場等で同調圧力によって、いや応なしに接種せざるを得ないという半強制力が働く危険性を指摘し、注意喚起をしました。ところが、結果的には職場や施設内での圧力が強く、接種せざるを得なかったという話を複数人から聞いております。担当責任者は同調圧力の防止のため、どのような対策を積極的に取りましたか、具体的にお答えください。

また、今後も接種対象者を、今現在なのですが、若年者、子供にまで拡大することは、親などの身近な大人の判断、指示に従わざるを得ない状況に子供たちを追いやることになり、任意接種とはほど遠い真逆の事態になることから、私は強く反対いたしますが、町はどう判断されますか。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

町といたしましても、ワクチン接種に限らず、職場や学校などでの差別を受けるといったことは、人権の保護という観点からあってはならないと考えております。

今回の予防接種は、感染症の緊急の蔓延防止の観点から実施するものであり、国が国民に対し接種に御協力いただきたいという趣旨で、接種を受けるよう努めなければならないという予防接種法第9条の規定が適用されております。いわゆる努力義務という位置づけになっておりますが、ワクチン接種はリスクと効果の双方について理解していただき、本人の同意の下に接種を受けていただくもので、決して強制的に受けなければいけないという義務とは異なることを御理解していただきたいと思います。このワクチン接種に関しましては、受ける権利、受けたくない権利、どちらの権利もあるべきで、その考え方についても強制されるべきではないと考えております。

茨城県におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染者やその家族及び医療従事者等への不当な差別的取扱いを条例で禁止しております。また、職場や周りの方など接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように、お願いの啓発もされております。人権に関しましては、いじめや嫌がらせなどで自ら命を絶ってしまうという痛ましい結果につながってしまうケースもございます。人の命にも関わることでございますので、人権の尊重とは、とても大事なことでと認識をしております。町民の皆様、また企業の方々におかれましては、冷静な判断による思いやりのある行動の心がけをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木裕之君） 佐川議員のワクチンの接種対象者を若年者や子供にまで拡大することは、親など身近な大人の判断や指示に従わざるを得ない状況に子供を追いやることになり、任意接種とは違った事態になる。これについて町ではどう判断するかという質問についてお答えさせていただきます。

今回、7月16日付で河内町から、満12歳から15歳の児童生徒の保護者へワクチン接種のお知らせが発送されています。かわち学園では7月20日の終業式の式辞で、ワクチン接種について、橋爪校長先生は次のような内容でお話しております。

満12歳から15歳の児童生徒には、ワクチン接種のお知らせが町から送られてくること。ワクチン接種は、強制ではないこと。自分の健康に関することなので、体質や体調を考えて、家族や医師によく相談をして、ワクチン接種について決めること。この3点が学校の対応です。

次に、保護者や大人の判断で指示に従わざるを得ず、任意接種とは違う事態になるのではということについてお答えします。

小学6年生から中学3年生までの児童生徒の発達段階を考えると、年齢差、個人差はありますが、様々な情報を基に自分だけでワクチン接種を希望するか、しないかを判断することは難しいと考えます。そこで、保護者や家族と相談することが当然必要になってきます。町民の皆様におかれましては、子供たちにとってどちらの選択がよいのか、家庭で十分に話し合って決めていただきたいと思います。

続いて、差別やいじめが起きないための人権教育と、いじめ防止についてお話しします。

かわち学園では、人権教育を道徳を含めた教科、特別活動、総合、学級経営など全ての教育活動の中で計画的に進めております。いじめについては、今年度も7月にいじめ防止と人権意識の向上をねらいとして、全学級でいじめ防止の標語を作り、発表して、児童生徒からいじめ防止を訴えました。教職員においては、いじめは絶対に許さないという姿勢で、常に指導に当たっています。さらに、町教育委員会では、毎年、かわち学園の児童生徒を対象に、人権教育講演会と学習会を主催しています。今年度は10月21日に後期課程の生徒に向けて、お年寄りへの理解と関わりを演題とした講演会を開催します。前期課程の児童には、学年の発達段階に応じた内容で学習会を開催します。

以上のように、かわち学園と教育委員会が連携して、人権教育、いじめ防止教育に取り組んでおります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

今回のワクチンは治験中です。分かりやすく言うなら、人体での実験中で、そもそもワクチンの安全性、有効性が確認されていないわけです。笑っている人がいますけれども。（「何言ってるんだよ」と呼ぶ者あり）静かに聞いてくれます。

ワクチンを接種するか否かは、本来、個人の自由意思に基づくべき任意接種でなければなりません。これは、憲法が保障する国民の基本的人権です。したがって、強制力が行使されることは絶対にあってはならないという確固たる認識が必要です。ところが、現実には任意とはいえない事例がたくさん起きています。

老人ホームの入居者や、デイホームに通っている人に対して再三にわたり圧力が行使され、近隣の病院内での職員に対する同調圧力、会社の上司が部下に接種するよう強く促したというこの上司の場合、上司の立場上促すことは正しいという認識であったという話を聞いています。つまり、実際には任意接種と言いながら、同調圧力により半強制的な接種の実態があるという、子供や若年者への接種は、以下の理由で任意接種からほど遠い真逆の事態になることから、私はすぐに中止するよう町長に求めます。

理由を述べます。

小学生や若年者がワクチンを接種するか否かについては、一人前の判断力を行使するとは言い難い。ワクチン接種の危険性について十分な情報収集が、大人にとっても難しい現状で、子供や若年者が重大な自己決定を迫られるようなことがあってはならないし、事の重大性を認識することさえ難しいと考える。結局、保護者や身近な大人の意見や判断、指示に従わざるを得ないわけで、任意接種とは到底言えません。しかし、しかも子供と若年者の場合、罹患率が少なく、ワクチン接種による健康被害のリスクのほうのはるかに高いことは、世界中の専門家が指摘しているとおりです。これも資料あります。

実際、世界中で子供の接種に反対する活動やデモが起きています。国内では6月24日に新型コロナワクチンに警鐘を鳴らす医師と議員の会という、これ代表は、徳クリニックの、この人はウィスコンシン医科大学名誉教授なのですが、国内の医師390人と地方議員60人の連名で、接種中止を求める嘆願書を厚生労働省に提出しました。署名したのは、この中に私も1人入っています。

以上なのですけれども、ただ、教育長とお話したときに、接種者は誰が接種したか、しないかという、これは一般に公表されるものではないので、いじめも少なくなるという、そういうお話をお聞きしたと思います。ただ、子供たちの間で、そういう接種したときにどうこうという話があったり、父兄の間でそういう話があったときに、自然とそういう情報というのは漏れるものではないでしょうか。そういう懸念を持っています。ですから、なかなか接種者が多い中で、未接種者が少ないということは、いろいろなトラブルが起きるのではないかと考えています。

以上です。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 2番佐川議員。

○2番（佐川洋司君） 引き続き、ワクチンの成分と健康被害についてお聞きします。

ワクチン接種は、各地方自治体の責任において実施するという国の方針に従って、河内町がワクチン接種を実施しているということですが、町長及び担当責任者は、ワクチンの接種者の健康被害の実態やワクチン成分等についての情報を随時確認されていますか。お聞きします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 佐川議員の御質問にお答えいたします。

このワクチン接種が、我が国の経験したことのない大きな規模であることを踏まえ、国の責任の下、国の指針に基づき、我々自治体は接種の実施をしております。

報告されている副反応疑いについては、予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告状況が、国の資料として公表されており、確認をしております。ワクチン接種による副反応による健康被害が起きた場合の補償につきましては、健康被害が予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定したときには、予防接種法に基づく救済が受けられる制度が、国において設けられております。認定に当たっては、予防接種、感染症、医療、法律の専門家により構成される国の審査会で、因果関係を判断する審査が行われます。

また、ワクチンの成分につきましても、厚生労働省からワクチンについての説明がなされております。

当町の接種状況は、接種を担っていただいた医療機関の皆様の御協力により、当町は現時点でワクチン接種された方が約6,700人となり、接種対象者の約8割以上の方が1回目の接種を終了しており、8月末の時点でおきましては、県内1位の接種率となりました。改めまして、御協力いただいた医療機関の皆様へ感謝申し上げます。

このワクチン接種によりまして、発症や重症化を予防する効果がありますが、100%ではございません。このため、引き続き、基本的な感染予防対策を継続することで、可能な限り御自身が周りの方を守っていただきますようお願いいたします。今後につきましても、町といたしましては、国の指針に基づき、町民の安心、安全のため、このワクチン接種を含め、行政の役割を果たしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 2番佐川洋司君。

○2番（佐川洋司君） ありがとうございます。

国の指針に従って、町は動いているというお話だと思います。実は、ここに1ページで100人の、感染症の厚労省の内部資料があります。これは、全部印刷していないのですが、166ページまであります。ここに、年齢と死亡したとか、重篤どういう症状だったという資料はここにあります。ですからこれ1枚100人、100枚ということは、今、1か月前ぐらい前なので、166ページです。計算してもらおうと、何人ぐらいというのは、これは表に出していない厚労省のファイルです。こういうものは実際出ているので、危機管理の観点から、最悪の場合にどうなのかという、その辺も考えるべきだと思います。ただ、政府とマスコミだけを信用しては、そういう対策は何もできないと思います。危機管理というのは最悪の場合を考えて活動することだと思うのですが、その辺をぜひ皆さんにお願いしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（服部 隆君） 次に、10番星野初英君、登壇願います。

〔10番星野初英君登壇〕

○10番（星野初英君） 皆様、おはようございます。10番星野初英です。通告に従いまして、一般質問を行います。

パラリンピックも終わりましたが、障害を持っていながら希望をもって競技に臨み、すばらしい結果を残した選手の方がたくさんおりました。テレビを通してですが、様々な思いを乗り越え、健常者の何倍も努力をしてパラリンピックに出て、金メダルを取ることができた様子を見ていて、その選手を支えた御家族をはじめ周りの全ての方たちも、どれだけ選手に寄り添って支えてきたのだろうかなと思うと感動し、元気をいただくことができました。

私は、いつも河内町の住民の方の声に耳を傾け、意見や要望などを基に、少しでも住民の方が安全、安心して生活ができるように心がけて、住民目線で一般質問にも取り上げさせていただいております。ここにいる議員さんは、皆さん同じ思いだと思います。町長はじめ執行部の方々も同じ思いだと考えます。住民の方にその努力が伝わらないことも多くありますが、皆さんで少しでも安心、安全で住みやすいまちを目指して、知恵を出し合って協力していきたいと考えております。

今回は、子宮頸がん予防ワクチン接種についてと、防災用備品の総点検について、また読書通帳についての3項目についての質問をいたします。詳細は自席にて質問いたします。担当課長、町長の前向きな答弁に御期待いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 1項目目の子宮頸がん予防ワクチンについてお伺いいたします。何年か前に質問に取り上げましたので、少し背景をお話ししたいと思います。

子宮頸がんは、子宮の入り口部分にできるがんで、年間1万人近くの女性が子宮頸がんにかかります。その中で約3,000人の方が亡くなっております。約3分の1子育て中の女性が幼い子供を残して亡くなるケースも多いことから、マザーキラーとも呼ばれている怖いがんです。この子宮頸がんの原因は、ヒトパピローマウイルス（HPV）というウイルスで、性交経験のある女性の80%以上が、50歳までに感染すると言われております。

しかし、がんの中でも唯一予防できるがんとして、この予防ワクチンが世界中に使用されるようになりました。この予防ワクチンは日本でも2009年12月にやっと承認され、2010年11月より国の基金対象ワクチンとなり、接種が進みました。その後、2013年4月、国の定期接種となり、対象者の小学6年生から高校1年生までの定期接種として無償でできるようになりました。1回1万6,000円程度のワクチンを、決められた期限内に3回接種できる費用を、対象者1人に対し約5万円を国が予算化しているものです。

この取組が始まった頃は、河内町においても多くの希望者がおられたと思います。ところが、接種後多様な病状が生じたとする報告により、国は2013年6月に自治体に積極的勧奨の差し控えを行いました。にもかかわらず、国は、現在このワクチンを定期接種の対象としております。毎年予算化されているのが現状です。ですから、接種を希望する小学6年生から高校1年生の女子は、定期接種として受けることが可能とされています。

そこで、お伺いいたします。定期接種が始まった当初から現在までの接種者数と、現在行われている対象者に対する個別接種の通知内容と接種方法について、石山町民課長の答弁をお願いいたします。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチン、HPVワクチンにつきましては、平成25年4月1日より予防接種法に基づく定期の予防接種となりましたが、それから間もなく、平成25年6月14日付に国の厚生科学審議会予防接種・ワクチン検討部会が開催され、HPVワクチンの副反応報告について審議されました。この結果、ワクチンとの因果関係が否定できない持続的な痛みや運動機能障害が接種後に特異的に見られることから、副反応の発生頻度等がより明らかになるまでの間、HPVワクチンの定期接種を積極的に勧奨しないよう、厚生労働省から勧告があり、町におきましても積極的勧奨は行っておりません。

まず、御質問にありました、当町のHPVワクチンの接種した接種者数の推移でござい

ますが、予防接種法の改正により平成25年4月から定期接種の位置づけとなり、平成25年度は13人でしたが、その間もなくの2か月後の6月に積極的勧奨が中止となり、翌年度の平成26年度から令和元年度まではゼロ人。令和2年度に1人という状況でございます。

通知方法についてでございますが、現在国におきましても積極的勧奨はしておりませんが、接種自体を中止してはおりません。対象年齢で希望される方については、公費で接種が可能でございます。公費で接種が受けられる制度があるにもかかわらず、受けたい方がその制度を知らずに接種できる機会を逃してしまう方がないよう、接種対象者及びその保護者の方に対して情報が十分に行き届き、接種をするかどうかについて検討判断ができるよう、個別送付による情報提供するようにとの茨城県からの通知がありました。その通知に基づきまして、令和2年度に対象年齢は小学校6年生からとなっておりますが、国の定期接種実施要領に基づいた標準的接種年齢の13歳となる中学校1年生から高校1年生までの方に対し、勧奨通知ではなく、ワクチンについての説明及びリーフレットを個別送付いたしました。また、今年度につきましては、新たに対象となる中学校1年生の方に送付をしたところでございます。

当町では、希望者の方に予診票を保健センターまで取りに来ていただくか、お電話をいただき郵送で送付という方法を取っております。その理由といたしましては、やはり接種についての効果やリスクにつきまして、保健師から直接保護者の方へ詳しく説明をさせていただき、正しく理解をし、接種を受けていただくためでございます。

また、国の積極的勧奨を控えた後も、健康ガイドブックにはHPVワクチンの内容につきまして、これまでも掲載はしております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 石山課長、ありがとうございました。このワクチン接種につきましては他の予防接種と異なり、対象者に予診票は同封せずに、接種希望者だけに子宮頸がんワクチンの有効性と副反応をお伝えして、受診票を保健センターまで取りに来ていただくか郵送で送っているというような答弁がありました。接種を希望する対象者からすると、保健センターが開いている時間に、予診票を取りに行かなくてはならない。そして、医療機関に行き、また専門家の説明を聞き、それから接種という手順です。できれば、保護者の方も忙しいので、今後、個別通知に予診票も同封したり、医療機関に設置していただければ手間が省けると思います。

守谷市では、個別通知や予診票を同封しております。筑西市においては、医療機関に予診票を設置しているそうです。子宮頸がんワクチンの有効性と副反応について示した説明書を、保護者に個別通知をすることによって、改めて子宮頸がんワクチンが定期接種であることの認識が示されることで、接種される方が出てくると思います。我が町においても、積極的とは言いませんが、年齢制限がありますので、該当者の方には引き続き個別に周知

していただきたいと思います。河内町の健康ガイドブックに載せてありますが、見ていない方もおられますので、よろしくお願いいたします。

また、河内町において、平成26年から平成の終わりまでの間接種する方が1人もいない状況でした。その方たちは、今では大学生やお勤めをされている方々の年齢に達していると思いますが、現在、子宮頸がんにかかる方が年々増加しておりますが、積極的勧奨を控えていたことでワクチン接種をされていない方々が、今後子宮頸がんにかかるリスクを回避するためにも、フォローができないものか、このワクチンは3回いたします。約5万円ほどかかります。期間内に接種すれば無償で受けられたワクチンですが、積極的勧奨を控えていた時期の対象者の方が、今から5万円を払って接種しようとしたら大変な金額ですので、なかなかできないのではないかと思います。

無償で接種できる期間に接種できなかった人たちのために、助成制度のような取組をできればよいと考えますが、ちなみに、日光市と浦安市では一部助成をしているそうです。町の考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 石山町民課長。

○町民課長（石山茂樹君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

HPVワクチンの接種を迷っている間に、接種機会を逃してしまった方に支援ができないかということでございますが、HPVワクチンのワクチン接種は、予防接種法に基づく定期接種として位置づけられておりますが、国からの通知に基づきまして、平成25年以降積極的な接種勧奨を差し控えているところでございます。そのため、定期接種の機会を逃した方への支援については、国で定めている対象年齢もございますので、原則、国におきまして検討されるものと考えております。町といたしましても、国においての方向性や動向に注意しながら、今後進めていきたいと考えております。

また、子宮頸がん、乳がんなど女性特有のがんになる方も年々増加しておりますので、健診を受けていただき、早期に発見すれば治癒率も高いことから、健診での早期発見も大切です。健診に対する支援は現在も行っておりますが、この支援の拡充につきましても併せて、今後町長と相談しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。人数もそんなにたくさんいらっしゃると思いますので、考えていただきたいと思います。

2020年10月、大阪大学の子宮頸がんワクチンの研究チームが、子宮頸がんワクチン接種を控えていた年代の方々が、将来の一定期間に子宮頸がんにかかる患者が推定で1万7,000人、そのうち死亡する方は4,000人との推計を出しました。接種する、しないは対象者の方や御家族が判断されます。新型コロナワクチンと同様、子宮頸がんワクチンの予防結果を示すデータも出てきております。ぜひとも前向きな検討をしていただければと思います。

よろしく願いいたします。

引き続きまして、2項目目の質問に移ります。

河内町においては、危機管理監を任命して、防災、減災に取り組、町民の安心、安全を守るため、様々な施策を展開していると思います。町民にとって最も大切な命を守る、安全、安心を約束するということは、口にするのは簡単ですが、一つ一つ丁寧に確立していくことは、大変なことだと思います。

新型コロナワクチン接種も順調に進んでいますが、油断はできません。まして、これからの季節、台風シーズンに入り、豪雨災害、いつ起きてもおかしくない首都直下型地震、南海トラフ地震等の災害に対する準備を怠っていると、大変な混乱を招きかねません。コロナ禍において避難訓練もままならない中、いざというときに困らないためにも、現状の防災における点検をしておくべきと考えますが、指定避難所になっているところの備蓄倉庫内の現状について、消費期限のある食料品の備蓄品の残存数や消費期限間近な物の取扱いについて、併せて備蓄倉庫内の現状についてお聞かせください。また、今後の拡充計画についてもお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 星野議員の御質問にお答えいたします。

防災備品の総点検ですが、河内町では昨年度、全ての防災倉庫と避難所の備品を整理いたしました。町内には防災倉庫3か所、これは、福祉センター、中央公民館、つつみ会館となっていますが、配置してあります。

その他の指定避難所にあつては4施設、旧生板小学校、西共同利用施設、みずほ分庁舎、かわち学園、これらにそれぞれ食料品、水については昨年度で切れたものがありますので、令和3年度配置で10年保存のものを配置してあります。そのほか必要備品を備蓄し、管理しています。

また、広域避難所や支援隊などの派遣があった場合搬送できるように、旧長竿小学校、河内町役場、旧農協、それぞれに備品を保存しております。

それから、広域避難及びコロナ禍の対応としてですが、昨年、広域避難所への物資搬送用として車両2台、そして避難所での3密を避ける、そういう観点からもワンタッチ間仕切り、これは2人用の物ですが242張りです。それから、フロアじかに寝てしまうとかなり固くて痛みとかそういうものを伴いますので、アルミロールマットというのを購入しました。これは800枚です。

それから、コロナ対策ですが、アルコール、それと電動用のアルコールの噴霧器、これは広範囲に短時間で吹きつけできるものです。それとマスク、職員用のガウン、防護服なども購入してあります。

今後の拡充ですが、茨城県より避難所間仕切り100張りを貸与していただくように段取りしました。それと食料については、アレルギー対応食品を何種類か購入する考えであり

ます。また、避難所で女性が安心して生活できるよう、女性専用の更衣室、授乳室を間仕切りで区画するとともに、プライバシーに配慮したレイアウトづくり、これも職員にレクチャーしましたが、それを進めております。また、必要備品の購入や、女性目線での避難所生活なども、今後も検討していく所存であります。

以上です。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。河内町においては野澤危機管理監がいることで、昨年度、全ての防災倉庫と避難所の備蓄品を整理して下さったことが分かり、安心いたしました。また、消費期限のある食料品については、今年3月に10年間保存のものに交換していただいたように、期限前に随時確認していただいていることがよく分かりました。

今後の拡充計画については、食料品については、アレルギー対応食品の購入も考えてくださるということですので、アレルギー対応の粉ミルクの備蓄もお願いしたいと思います。

避難所のコロナ対策も含めて、間仕切りで仕切っていただける等々、女性の目線での対応の検討もしていただけるということをお聞きして、とても安心いたしました。

ただ、住民の方が、河内町がどこに防災備品が置いてあるのか、どのようになっているのかが分からない方も多くおりますので、住民の方が分かりやすいような周知も併せてよろしく願いいたします。災害は忘れた頃にやってくるのではなく、いつ起きてもおかしくない地球環境になっております。災害時に最大限生かせるように、今後も準備を怠らず、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、最後の質問をいたします。

文部科学省の子供の読書推進ホームページでは、読書を、子供が学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと位置づけております。本を読む楽しみ、子供のうちから身につけることが重要と考えます。

全国学校図書調査によると、学校や家庭で本を読んでもくれる、本の話をする、本を薦めてくれる人がいると回答した児童、生徒の割合は、小学校から中学校、高等学校へ進むにつれて下がっていきます。また、何を読んだらよいか分からない児童、生徒が多いことも指摘されております。

このような実態を踏まえて、学校では、個々の子供たちの状況に応じた読書指導を行っていただきたいとも考えます。そこで、かわち学園においての生徒の日常的に読書活動を行っている活動内容と、併せて中央公民館にある図書室の現状をお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 星野議員の質問にお答えいたします。

かわち学園での読書活動について御説明させていただきます。

かわち学園では、義務教育学校として開校した平成30年度から2年間にわたり、茨城県から学校図書館支援事業モデル校の指定を受けまして、特に、読み聞かせ活動に重点を置いて、読書活動の推進に取り組んでおります。具体的には、地域のボランティアによる読み聞かせや、読み聞かせを活用した授業実践、また保護者ボランティアや図書委員による朝の読書の時間での読み聞かせ活動などを行い、児童、生徒の読書への関心を高めました。これらの取組によって、4年生から6年生の年間読書量50冊達成者が、令和元年度は前年度比で5%の増となり、読書意欲の向上が見られるところです。

加えて、図書委員会の児童生徒を中心に、傷んだ本の修繕作業にも取組、本を丁寧かつ大切に使うという気持ちを育てる活動も行っております。これらの活動が評価され、令和3年度子供の読書活動優秀実践校として、文部科学大臣表彰を受けております。

また、茨城県のみんなにすすめたい一冊の本推進事業での取組として、読書冊数に応じ、4年生から6年生については、年間で50冊以上で県教育長が、3年間で300冊以上で県知事が賞状を授与しており、7年生から9年生については、年間30冊以上で県教育長が、3年間で150冊以上で県知事が賞状を授与しておりますが、かわち学園では事業の対象ではない1年生から3年生についても、学校独自に年間50冊、100冊、300冊を区切りに校長先生から読書賞を授与し、低学年から読書意欲の向上に努めています。

次に、中央公民館の図書室の現状について御説明いたします。

中央公民館図書室は、蔵書数約1万1,000冊で、閲覧席が8席と3畳ほどのキッズスペースがあり、月曜日及び祝日が休館日で、土曜日と日曜日はシルバー人材センターに委託して本の貸出し作業を行っていますが、平日は職員を配置しておらず、中央公民館玄関に設置してある内線電話で職員を呼び出す形になっております。また、週に1度、2時間という短い時間ですが、かわち学園図書室に勤務する司書が本の整理を行っています。

中央公民館図書室の年間の貸出冊数は約1,100冊で、貸出件数としては400件ほどになりますが、利用者の実数は80名ほどで、同じ方が繰り返し利用されているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） 寺崎局長、ありがとうございました。

今回質問するに当たって、しばらくぶりで中央公民館の図書室に行ってきました。現在はコロナの関係で、土曜も日曜も閉まっております。私は、12日日曜日に行きました。公民館が新型コロナワクチン接種会場になっておりましたので、鍵を開けていただき、中を見せていただきました。前に利用したときとは違って、キッズスペース等もあって改善されてはありましたが、本棚にはとても古い本があって、借りて家に持って帰りたいような本も並んでおりました。照明ももう少し明るく、皆さんが集いたくなるような図書室にしていきたいなと感じて帰ってきました。

今回、読書通帳の質問をするために、公民館の図書室も見させていただいたのですが、読書通帳の要望よりも、その以前の図書室の充実をもっと皆さんに利用していただけるような環境、古い本の入替え等が課題ではないかと思いました。

若いお母さん方の中には、新しい本が入ると借りに来ている方もいるようです。また、子育てする上で読み聞かせをするのに絵本はとて高いので、図書室の本を利用できることがとても助かると思います。絵本等もう少し増冊してほしいなとも思いました。何人かのお母さんとか若い方にお聞きしましたら、皆さん河内の図書室は利用せずに、成田、龍ヶ崎、東、利根町の図書館を利用している方がほとんどでした。河内町の図書室は、もう全然あのまま変わらないのであきらめていました。また行きたいとは思わないという意見が多かったです。

これは、図書室があっても利用する方が増えないのでは、これでは利用する方が増えないのではないのでしょうか。車の運転ができる方は、近隣の図書館にカードを作って通うことができますが、子育て中のお母さん方や運転できない方たちをはじめ、もっと河内町の図書室の充実を考えていただきたいと思いました。

コロナ禍が終わって通常に戻ったときに皆さんが利用したい図書室になるように、ハード面も含め手を加えていただきたいと思います。そして、土日だけの利用ではなく、常にご利用できるようにしていただきたいと思いますが、町の考えをお聞かせください。

○議長（服部 隆君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 質問にお答えいたします。

中央公民館図書室の蔵書は、先ほどお答えしたとおり、約1万1,000冊でございますが、そのほとんどは、出版から20年以上たっている古い本です。本自体が古くても、利用者の興味を引き読まれているものであればいいのですが、実際のところ、誰も手に取らないというのが現状でございます。3年ほど前からは司書の手を借りて古い本の除籍を積極的に行った結果、現在は本棚に空きがある状況ですが、図書購入にかかる予算の関係もあり、補充が進まない状況でございます。

室内の照明につきましては、御指摘のとおり、図書室全体としても暗く感じますが、特に本棚の並んでいるところは影になり暗くなっております。そのほか、キッズスペースの本棚は、サイズが大きくなった絵本が入らないなど、施設面でも古くなってきているところ です。

現在の中央公民館図書室は、あまり利用者が少ないから予算をかけない、予算をかけないので蔵書や施設も古くなって利用者が離れていくといった悪循環になってしまっていると考えます。蔵書の充実、施設整備及び人員配置など、多くの課題がございますが、財政面を考慮の上、読書環境の充実に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 10番星野初英君。

○10番（星野初英君） ありがとうございます。ぜひとも町民の方が喜んで集える場所として、また、子供たちの学習する図書室として利用できるような、施設利用が増えることを目指して、環境を整えていただきたいと思います。

そして、利用者が増えて環境が整った上での話になりますが、今、子供の読書離れを防ごうと、借りた本の履歴が貯金通帳のように記入される読書通帳機を導入する図書館が、全国的に広がりを見せています。読書通帳とは、銀行のＡＴＭのような専用端末が図書室に置かれており、そこに読書通帳を通すと、自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記録できる仕組みになっているものです。子供たちの読書離れに歯止めをかけ、多くの小、中学生に本を読んでもらうことを目的に考えられた制度です。

読書通帳に記帳する仕組みを楽しみながら、読書意欲を高めようという取組で、2010年、山口県の下関市立中央図書館が導入を開始したものです。利用者からは、弟に通帳を見せられ本嫌いなお兄さんが本を読むようになったり、子供が学校の図書室に行くようになったという声が寄せられているそうです。また、大阪府八尾市では、借りた本の履歴を知りたいという市民の声からの要望を受け、市内の図書館に読書通帳機を導入し、読書通帳は市内の小、中学生に無料で配布しているそうです。その結果、八尾図書館の児童図書の貸出しが約２倍に増えたそうです。

この制度の導入に際してのコストは、ＡＴＭの機械が500万円ほどするようです。今回、龍ヶ崎市民の方から、この読書通帳を見せていただいたときに、すごく興味があって質問に取り上げさせていただきました。先ほどもお話しいたしましたように、今現在は、読書通帳を作る以前の状況だと考えます。まずは、図書室の充実をお願いしたいと思いますが、野澤町長の答弁をお聞きいたしまして、もう３回になりますので、私の一般質問を終わります。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） それでは、星野議員の質問にお答えします。

現在、西側が改善センター、そして東側が中央公民館ということで今使わせていただいていると思いますが、実は、東側の中央公民館につきましては建築当初から50年を経過しておりまして、県の建築指導課のほうから耐震の調査をなさいということで予算化してありましたので、7月ぐらいにですか、入札をかけました。入札をかけて耐震補強の設計をする予定であったのですが、建物が古い建物なのでアスベストが入っているということが判明しまして、建築設計の予算が足りないという結果になりまして、実は不調になってしまいました。

その後、私も細かいところが分からなかったもので、現地の調査も行きまして、全て目視も含めて見てまいりました。そうすると、今進めようとしているのが、改善センターも含めて、屋根、防水塗装、屋根も塗装だけではなくて上にかぶせるしかないということで、約1億5,000万円ぐらい、それだけでもかかってしまうということが判明しまして、なお

かつ、今、学校関係の人たちがみずほ小学校のほうに移りましたので、あそこは一切誰もいないという現状もありますから、そういったことも踏まえて、50年たって、もし設計をこれから出しても無駄なのは間違いないので、そうすると、それなりのお金がかかると思いますので、できれば東側の建物を解体して、解体の今度設計を出しますので、その余ったというか、消化してない250万円を利用しながら、解体の設計を出します。それで、出したあとにどのぐらいの費用がかかるかも含めて、皆さんと御相談をしながら、それをやるのもいいのかどうか協議していただいて、もし、それが可能であれば、解体をして、実施設計をかけて、その後、本体の工事をしたいという考えがございます。

そうすると、そこに図書室、後ろに調理室、そして2階に学童という形で、2階建てにしてしまうと、今の3分の1ぐらいのキャパで済みますから、よりコンパクトになりますし、そうすると、今の保健センターの南側が駐車場として30台ぐらい取れるようになりますので、有効活用もできるのかなということで、これから1月ぐらいまでに設計が完了したら、また皆様にその金額等提示しながら、それでいいのかどうかを判断して、次に進んでいければ、図書室もより規模は今よりもそれでも広がりますから、調理室のほうも相当古い施設になっておりますのでその辺も改修を含めて、その後に図書の充実、そしてそういうシステムを導入できればいいのかなというふうに思っています。

仮に、これから解体をしないでやっても約2億円全部でかかります。かかるのですけれども。やはり人がいなくて、空き室が多くて、あのままの状態を利用する人がなかなか厳しいのであれば、新しくそれを塗装も含めて解体をして、そして建物建てても約5,000万円しか差がないのですね。それで築50年のものを直すよりも、思い切って建て替えをして、これから子供たちのためにも、上は学童保育等々で使いますから、より有効的でそれでコンパクトで進めていったほうが私はいいかなということで、これから進めてまいりますので、令和6年を目途に頑張っていきたいと思いますので、順次、解体が終わったら、解体の費用、そして次の実施設計、そして本体工事の金額等もお示ししながら順次、進めてまいりますので、それまで、ほかは図書館ですけれども、河内は図書室なものですから、やはり簿冊も当然少ないというのがありますけれども、その辺いろいろな工夫をしながら充実をして、子供たちがより図書館、図書室を利用できるような体制をこれから進めていきたいと思いますので、そういうことで御理解いただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（服部 隆君） ここで暫時休憩いたします。10分間の休憩とします。

午前11時19分休憩

午前11時27分開議

○議長（服部 隆君） 再開いたします。

次に、7番諸岡周示君、登壇願います。

〔7番諸岡周示君登壇〕

○7番（諸岡周示君） 皆さん、こんにちは。7番諸岡周示です。

毎回のよう一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。これから、町民の皆様の声を自ら出向いて、もっともっと町政に届けようと考えております。

先ほどもちょっと質問がありましたが、新型コロナウイルス感染症の発症の予防のため、また蔓延防止の観点から、任意でありますけれどもワクチン接種を国による指示の基、都道府県による協力と、それを実施するこの河内町もその対応に追われ、大変な仕事になっている職員の皆様にお礼と感謝を申し上げたいと思います。また、医療に携わっている皆様にも同様に、お礼と感謝を申し上げたいと思います。

緊急事態宣言も延長になり、今後の対応が非常に予断を許さない状況であります。ワクチン接種は先日、国立感染症研究所の発表などにありましたけれども、85%から90%は有効性があると発表されました。一刻も早く収束に向かうことを願うばかりであります。

さて、今回の質問は、台風シーズンに入り、年を重ねるごとに台風など勢力が増し、また気候変動などにより、豪雨や土砂崩れ災害が各地で起き、被害も大きくなっています。また、昨年頃から言われている、南海トラフなどの大地震が30年以内に起きようとしていることも心配であります。そのようなことから、今回の質問は、避難の呼びかけや安否確認について質問をいたします。

2番目に、農業支援について質問いたします。国の補助金などを見ますと、大規模農業者などにはいろいろな補助金制度がありますが、中小規模の農業者にはほとんどないのが現状であります。そのようなことから、町でも何とかできないものか、そのようなことを質問いたします。

詳細については自席にていたしますので、担当課長そして町長におかれましては、丁寧な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 先ほど、先輩議員の星野議員からも避難所などの質問、備品等もありましたが、災害時における避難の呼びかけや、安否確認の対応について質問をいたします。

昨年8月に、防災ガイドブックが全戸に配布されました。長年、ハザードマップなど早急に策定をしてくださいというようなことを何回も質問しまして、やっと実現に至りました。そんな中で、コロナの影響もかなりあると思いますけれども、そのガイドブックが、今では何かたんすの肥やしになっているような気がしてなりません。

台風シーズンに入り、いざという時の避難の呼びかけ、そして避難所の確認、そしてその安否確認など、もう一度事前の訓練や関係団体との確認が必要だと私は思います。私も消防団員のとき、毎年のように訓練等々幾度となくしてまいりました。それが、やはり防

災、そして減災につながると思います。また、啓発活動も必要だと思います。その辺のところを、危機管理監にちょっと質問したいと思います。

○議長（服部 隆君） 野澤危機管理監。

○危機管理監（野澤 茂君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、防災ガイドブック、洪水ハザードマップについてであります。議員のおっしゃるとおり、昨年8月に河内町全戸配布いたしました。そして1年が経過しました。その間、町では、議員の皆様にもまず説明をいたしました。そして区長会議、これは昨年、全体の会議が中止になってしまったので、4回に分けて説明会をいたしました。それから、要望のあったところの地区に出向いて説明会、これは5回行いました。それから、民生委員の定例会での説明、そして消防団会議での説明をまいりました。これからも、この部分は根気強く取り組んでいく所存であります。

町のガイドブック自体は、配備して終了ということではありません。最近、町の皆様からも不明な部分についての御質問をいただくようになってきました。配布前まではそういった質問は、ほとんどありませんでした。少しはその意識づけにつながったのかなと、肌で感じている次第です。

御質問にもありましたように、今後も啓発活動は続けてまいります。それを軸として歩みを進めることが、防災担当の使命だと思っていますので、取り組んでいきたいと思っています。

次に、災害時の住民避難の呼びかけですが、特に洪水時には、地震と違って、自分の判断で早く避難することが可能です。町の総合防災訓練時も、消防団の皆さんや民生委員の方々の安否確認や避難の声かけをするような訓練もしております。そして、仕組みもつくってまいりました。そして、その避難のタイミングは、防災無線で発表される高齢者避難、これが一つのタイミングであると考えております。また、どうしても防災無線が聞こえない方に対しては、河内町でキラリメールを発信しており、そちらで避難を促すことも行っております。

また、関係機関との連携としましては、必要とされる要配慮者には、緊急通報システムを設置しております。これは稲敷広域消防本部との連携で支援を行ってもらっているものですが、具体的には、要配慮者がけがや急病で体調が悪くなった、そういった台風間近になって動けない状態のときなどには、体に身につけたペンダントを押すと、それだけで消防署に通報が届くというものです。そして、救急車や消防車が駆けつけて、支援を受けるシステムとなっております。

さらに先月ぐらいからですが、茨城県と情報共有を図り、インターネットサイトのVACANというものがありますが、それを開くことで、避難所の混雑情報が分かり、密を避けることができることとなっております。これはコロナ対策にもつながる、一つの取組であると思っています。

しかし、緊急が迫っているときに人を動かす一番大切な有効な手段というのは、御近所同士の声かけ避難ではないでしょうか。顔見知りのおじいちゃん、おばあちゃんに声をかけて、危機が迫っていることを知らせることが一番だと思います。また、その家独自のマイ・タイムラインの作成を進めることも重要だと思っております。自主防災組織についても、徐々に増えてきております。その中で、逃げる際に誰がどなたに声をかけて、避難を促してから逃げましょうという明確な仕組みをつくろうとしている地区も実際ございます。

さらに、今年8月には、河内町防災士連絡会が設置されました。住民避難を下支えする、地元の防災リーダーの方々の集まりです。その中で、地域防災について、自助共助力推進に向けた意見が活発に交換されたところでございます。議員の皆さんの中でも、諸岡議員、星野議員お2人は、町の防災士でもあります。参加していただいて、非常に重みのある連絡会になったと、感謝申し上げます。

町は今後とも大規模災害に向けて、逃げ遅れゼロ、これを目指してまいります。そして、防災、減災について取り組んでまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） ありがとうございます。答弁の中でキラリメール、これなかなか高齢者の皆様にはなじまないのかなと私は感じております。ですから、先ほど管理監が言われたように、自主防、地域の声なども含めて、めげずにもっともっと働きかけをお願いしたいと思います。

そして、やはり7月ぐらいから台風シーズンに入るということで、今年7月に民生委員の方が、たしか長崎県だと思ったのですが、助けに行って一緒に被害に遭われて亡くなられたというようなこともありますので、やはりその辺も含めて、事前に各団体に含めて、誰がそういうこと、声をかけて誰が助けるか再度認識を、訓練を通じてやっていただいて、また広報誌などにも7月ぐらいから、自主防のこういう事業をやっているというもっともっと載せていただいて、啓発活動をお願いしたいと思います。

それとちょっと通告にはないのですが、先ほど先輩議員の質問の避難所のことはあるのですが、今回補正案で防災費、地盤調査費が計上されています。将来的に、野澤町長、何か考えがあれば、通告にないですが、お願いしたいと思います。いかがですか。お願いします。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） 事前通告がないので細かいことは言えませんが、今回の補正予算で、310万円ほど地盤調査という名目で予算を取らせていただきました。これ実は、あの旧河内消防署、片巻にある消防署の跡地なのですが、売却も考えていたのですが、あそこ不動産鑑定等々すると、結構値段が高いですね。それと、もう1点は、今更地には見えるのですが、下にテトラポットのかいお化けみたいなのが入って

いて、基礎が未撤去のままなので、なかなかそれを売却するとなると、その撤去費用も含めて相当なお金がかかってしまうので。

であれば、あそこに防災タワーができないかなということで、昔の稲広の時代のボーリングのデータもあるのですけれども、それだとなかなか精度が悪いということで、今回その地盤調査も含めて、あと防災タワーを造ったときに、どのぐらいの費用がかかるのかという工事費も積算しています。

防災タワーにつきましては、1人、1平米、1メートル、1メートルのエリアがあればいいよということで、あそこで約3メートルの高さまで水がきますので、1階は当然水没しますけれども、2階、3階、屋上という形で造ると、恐らく15メートルから20メートルぐらいの真四角の塔ができると。2階、3階、屋上で約300人逃げ遅れも含めて避難ができるということで、あそこ田川と片巻と和銅谷と下加納で約1,000戸あるんですね。1,000戸中の3割が逃げ遅れたり、そういうところにいるとなると、300人収容できるぐらいの施設でいいのかなということで、これから1月ぐらいに設計が上がってきますので、そのあと消防団、そして地元の区長さん含め地元の説明会をさせていただいて、もし賛同が得られれば、その後、実施に進みたいなというふうに思っています。

そうすることによって、安全、安心も守れますし、あと防災のシンボリックなものにもなりますし、いろいろな訓練等々もできるようなシステムが構築できると、さらに諸岡議員の質問のように、防災の意識も高まって、ちょうどあそこは、つつみ会館とかわち学園とのちょうど間なので一番避難するのが遠い場所でもあるので、例えばお年寄りの方が歩いたり、自転車でも一時避難ができれば、屋上からホバリングでヘリでもということもできますので、そういうことも一時避難としては有効なのではないかなということで、今、茨城県では二つ終わってしまして、もしそういうことができれば、茨城県で3番目の施設ということにもなりますので、非常に話題性も多いかなというふうに思っていますので、また費用的な問題とか、あと地元の賛同が得られれば、また前に進みたいと思いますので、その節はなるべく早めに丁寧な説明をさせていただきますので、いろいろなアドバイスをいただきながら、御理解いただければというふうに思います。そういうことでよろしいですか。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） すみません突然の質問で、ありがとうございました。

次に、いざ災害が起きてしまったとき。そしてその復旧をするとき、どのように対応するのか、今から10年前、3.11の東日本大震災が起きました。あのときのことを思い出してほしいのですけれども、あのときから比べると、大分対応の改善はなされていると思います。しかし、これから起きようとしている災害について、例えば、道路復旧、そして、この間ありました水道管破裂、本管が破裂したと、全戸だとなかなか大変だと思うのです。そのようなときに、町内の業者さんと災害協定、あとは事前の連絡網、その辺の整備をさ

れば、もう相当早急にいろいろな対応ができるのではないかと思いますけれども、その辺を総務課長と都市整備課長に質問したいと思います。

○議長（服部 隆君） 諏訪総務課長。

○総務課長（諏訪洋一君） それでは、初めに総務課から諸岡議員の御質問にお答えいたします。

河内町は、平成6年の県内44市町村との災害時等の相互応援に関する協定をはじめとして、国や県内の個別の市町村、県トラック協会県南支部等の業界団体や民間企業等との間で、災害時等の支援に係る様々な協定を締結しております。こうした災害時等の支援協定の多くは平成23年の東日本大震災以降に締結しておりますが、令和3年9月現在で、29の災害時等の支援に係る協定が締結されております。令和3年度は、株式会社カスミ、ドローン産業株式会社等と災害時等の支援協定も締結しております。

また、町は令和2年6月に利根川等の大規模水害のおそれがある場合に備えて、稲敷市、阿見町、美浦村との間で大規模水害時における避難所施設利用に関する覚書を取り交わしており、3市町村の複数の施設を町の広域避難所等として利用できることとなっております。

御質問において、地震等の災害により道路や上下水道等が被害を受けた場合に、被害設備等を早急に復旧するために、町が町内の建設会社等と災害復旧に係る支援協定を締結することや、事前連絡網の体制を整備することが必要ではないかとの御指摘をいただきました。現在、町と町内の建設会社等との災害復旧に係る支援協定の締結はございませんが、被害設備等の復旧を早急に行うためにも、支援協定の締結等は課題となると考えております。今後、町は、町内の建設会社等との個別協議を行うことや、町内外の建設会社が加盟している県建設業協会の支部、また建設業をはじめとした様々な業種の企業等が加盟している町商工会等との災害復旧に係る支援協定の締結等について、町長や都市整備課等の関係各課とも相談し、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 仲代都市整備課長。

○都市整備課長（仲代直人君） 次に、都市整備課より諸岡議員の御質問にお答えします。

近年、各地で地球環境の変化による台風や大雨に伴う川の氾濫など、自然災害が多発しております。当町でも、東日本大震災では道路等の破損や液状化、令和元年の台風による道路冠水等、甚大な被害を受けております。このような災害時、迅速に復旧することにより、町民の生活を確保することは、重要なことと考えております。

これまで災害時には町内の業者に発注し、できるだけ早く復旧に努めてきたところです。しかしながら、御指摘のとおり、現在、町の建設業者等と災害復旧協定は締結しておりません。一度災害が発生すると、道路のほか上下水道、電気等、様々なところに影響が出てまいります。町といたしましても災害発生時初動対応が重要と考えますが、応急復旧活動

を行政だけで対応することは困難です。

このような中、町内建設業者等に協力をいただきながら、早期復旧のため、災害復旧協定の締結を進めていきたいと考えております。協定を締結する際には、まず町へ入札資格審査申請を提出している町内業者及び小規模事業登録業者の中から協議していきたいと考えております。今後、協定を締結する上で、個別に協定を結んでいくのか、それとも総務課長からもありましたが、町、商工会などにも御協力をいただきながら大きな枠組みの中で進めていくのか、町長はじめ関係機関、関係各課と相談しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7番諸岡周示君に申し上げます。質問は3回までとなっておりますので、今で通告なしも含めて3回になりましたので、同じ質問ですか。

○7番（諸岡周示君） 違いますよ。

○議長（服部 隆君） 次、諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 違う質問に移りますから大丈夫です。

ありがとうございました。拡充のほう早急をお願いしたいと思います。

次に、農業支援についてお尋ねしたいと思います。

河内町には、水田が二千五、六百ヘクタールあると思います。そこで現在、営農計画書の提出は、町内において、以前聞いたことがありますけれども、40%ぐらいだと聞いています。その40%はどのくらいの面積になっているのか。そして、また国では、大規模経営農業者に対していろいろな補助金制度がつくられていますけれども、河内町においては、50ヘクタール未満、中規模農業者はどれくらいいるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

そして、今後、高齢化によって離農や後継者不足が本当に深刻になってきます。この間、新聞に見ましたが、県内の主に農業従事者は、5年前に比べると25%も減少するというようなことが報道されました。そして、また担い手確保、育成問題もなってくると思います。そのようなことから、農家、農業従事者、町、町の農業委員会、そしてJAなど一体的な取組が私は必要だと思うのですが、昨年、再生協議会で提案した、カメムシ対策などの薬剤散布の補助、今年から出るようになりましたけれども、その辺野澤町長も、今回のことで補助金の増額というようなことも公約の中に言われていましたけれども、経済課長と野澤町長に質問したいと思います。

○議長（服部 隆君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員の御質問にお答えいたします。

農業に関する支援について4点の御質問がございましたので、それぞれお答えいたします。

初めに、1点目の営農計画書の提出者における経営面積につきましては、令和3年度の

水田台帳等に登載されている農業者の1,483名のうち、営農計画書を提出された農業者は627名となっており、提出率といたしましては約42.2%の提出状況となっております。その営農計画書を提出された農業者の経営面積といたしましては、水田台帳等の耕作面積約2,569ヘクタールのうち、約1,651ヘクタールとなっており、割合といたしましては約64.2%を占めております。このような状況から想定をいたしますと、未提出者の方の多くは、小規模な自給的農家や、農地を所有しながら基幹的な農作業は委託し、管理のみを行い耕作自体は行っていないような方ではないかと考えられます。

次に、2点目の50ヘクタール未満の中規模な農業経営体の数につきましては、国の統計情報である2020年の農林業センサスの数値を基にお答えいたします。この中で、農業経営体の各経営面積が階層別に集計されておまして、御質問の50ヘクタール未満では、全ての経営体数534のうち531経営体となり、割合といたしましては約99.4%を占めております。これ以外の50ヘクタール以上の大規模な農業経営体では、3経営体となっております。このほか、最も多い経営面積の階層では2ヘクタール以上3ヘクタール未満で158経営体、その次が3ヘクタール以上5ヘクタール未満で104経営体の順になっております。また、5ヘクタール以上から50ヘクタール未満までを集計いたしますと99の経営体となり、そして2ヘクタール未満の集計となりますと170の経営体で占められております。このようなことから、最も経営体の数が多い経営面積の階層で見ますと、5ヘクタール未満の経営体が、全体の約8割を占めている状況となっております。

次に、3点目の農業従事者の減少に伴う担い手の確保につきましては、河内町におきましても、基幹的な農業従事者数は5年前の726人から617人に減少し、割合といたしましては約15%が減少している状況となっております。今後、町といたしましても、御提案がありましたとおり、行政のみならず各関係機関が一体となって、担い手の確保や新規就農者支援に取り組むため、人・農地プランに基づき、将来的な農地集積や集約化について担い手の意向を把握しながら、地域や集落での話し合いを進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の補助金の拡充につきましては、これまでも需要に応じた米の生産に関して、経営所得安定対策等における町の単独奨励金の支援を実施してまいりました。昨年の実績で見ますと、交付総額約4,800万円を申請者の149名に対して支援を行いながら、主食用米と同様の価格水準となるよう、農業者の所得確保に努めてまいりました。また、農業再生協議会において御提案がありました、カメムシ等への防除事業費補助については、今年度の7月より申請の受付が始まっております。

このように、農業者の所得確保と負担軽減策の支援に努めてまいりましたが、その一方で、農業用機械等を導入するハード事業に関しましては、これまで国や県の補助事業等の制度を活用してきた農業の中心経営体は、経営面積の拡大や経営コストの縮減など取組水準に応じて、配分基準ポイントの高い順に補助金の配分を受けてきました。しかし、これらの水準を満たすためには、広域に展開する農業法人等による経営の高度化や、地域農業

の担い手として経営発展の取組を行おうとする、経営感覚に優れた意欲ある農業者など、高い目標水準を持つ農業の中心経営体に限られてきました。このような状況にあつては、農業従事者数が減少していく中、農地の保全や農村環境の維持など、中心的な役割を担う担い手とともに、地域農業を下支えしている農業経営体の中で最も多い中小規模の農業者に対する支援が、地域農業の安定化を図る上でも必要になってくるものと考えられます。これらを踏まえ、町といたしましても、補助金の拡充につきましては、農作業の効率化や生産性の向上を図りながら、将来にわたり地域農業を支え、主体的に農業経営の発展を目指す農業者の方々に御活用いただけるよう、地域農業の振興にもつながる適切で効果的な補助制度について、今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 野澤町長。

○町長（野澤良治君） それでは、諸岡議員の質問にお答えします。

私が言いたいことは、担当課長全て申し上げましたのであまり言うこともないのですが、やはり河内町の場合は、農家の衰退が町の衰退にもつながるという、非常に自分なりに危機感を持っておりまして、やはり小さい農家が実際多いのです。それで、65歳以上の就農の方が約7割を超えるということで、これから5年、10年すると、もっと減っていくだろうということが予想もされますし、米の価格も1万円を切るということで、やはり米で生計を立てるとなると、やはり20町、30町となりますから、今、河内町で2,750ヘクタールの農地がありますので、やはり100人ぐらいまで絞らないと、米の生計は立たないというふうに思います。

やはり機械を全てそろえたりすると3,000万円、5,000万円というようなこともありますので、なかなか米も1万円割ると収益も出ないだろうということで、これから担い手もなかなか育たないだろうし、そして集積化、集約化が決まって、効率のよい農業を進めないと、河内の農業が衰退してしまうのかなという、非常に危機感を持っておりまして、またお米の値段を町が幾ら出すということはできませんから、やはり来年度から3年を目途に、年間1,000万円ぐらいずつ単独の補助金をつくらせていただいて、各農家で意欲もあって認定も受けている方に、50万円から100万円程度の補助金を申請していただいて、何かの役に立てていただければということをこれから考えていきますので、大きな農家の方は、先ほど言ったように、ポイントがあつたりするのである程度補助金もらえるのですけれども、もらえる方の件数とかとなると、もらえる人が少ないので、なるべく50件とか100件とかもらって、まだまだ3年、5年農家続けるぞというような意欲をかき立てていきたいというふうに思いますので、ぜひともそういうことで御理解をいただきたいのと、やはりこれからは米だけでは、やはり生活するのは厳しいので、野菜であつたり、いろいろなものにも転化していかなければならないということで、町でも来年からそういった方向を少し検討しながら、もうかる農業を目指して、ちょっと町が先頭に立って少しかじを切って

いきたいという考えもありますので、そのときには皆様に御相談させていただきますので、前向きな意見等をいただきながら、農家を守っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（服部 隆君） 7 番諸岡周示君。

○7 番（諸岡周示君） ありがとうございます。私も、同じように、やはり農業委員会等々も含めて、町再生協議会や農業委員会やら J A や土地改良区、全部入っているわけですから、それを活発にして、もっとこの 5 年後、10 年後に、もっともったこの農業が、先ほど町長言われたように、もうかる農業にしていかなければいけないと思うのですね。町の農業従事者の魅力ある、魅力を与えるようなこと、これからもお願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 隆君） 以上で、一般質問を終了いたします。

○議長（服部 隆君） 日程 3、議案第 1 号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 1 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 1 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 河内町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程 4、議案第 2 号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第 2 号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第２号 河内町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程５、議案第３号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案第３号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第３号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第３号 河内町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程６、議案第４号 令和３年度河内町一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

議案第４号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第４号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第４号 令和３年度河内町一般会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程７、議案第５号 令和３年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

議案第５号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第５号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号 令和3年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程8、議案第6号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第6号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第6号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和3年度河内町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程9、議案第7号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第7号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第7号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和3年度河内町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程10、議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第8号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第8号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第8号 令和3年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程11、議案第9号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第9号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第9号 令和3年度河内町水道事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 本日、提出されました日程12につきましては、審議に入るに当たり執行部より提案理由の説明を求めます。

野澤町長。

○町長（野澤良治君） 本日提出いたしました、議案第10号 サイクルステーション建設工事請負契約についての提案理由を御説明申し上げます。

本件は、令和3年9月14日に指名競争入札に付した工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。提案理由の説明は終わりました。

日程12、議案第10号 サイクルステーション建設工事請負契約についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

北澤企画財政課長。

○企画財政課長（北澤雅志君） 議案第10号 サイクルステーション建設工事請負契約に係る概要について御説明申し上げます。

本件は、令和3年9月14日に指名競争入札に付した工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の

議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、サイクルステーション建設工事でございます。契約の方法は、指名競争入札。契約金額は6,688万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税が608万円。契約の相手方は、細谷建設工業株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

議案第10号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号 サイクルステーション建設工事請負契約については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程13、認定第1号並びに認定第2号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9月9日の本会議において、決算審査特別委員会に付託いたしました令和2年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員長より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長牧山龍雄君、登壇願います。

〔決算審査特別委員長牧山龍雄君登壇〕

○決算審査特別委員長（牧山龍雄君） それでは、決算審査特別委員会審査報告を行います。

去る9月9日に開催されました令和3年度第3回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

認定第1号 令和2年度河内町一般会計歳入歳出決算、令和2年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、令和2年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、令和2年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算。それから、認定第2号 令和2年度河内町水道事業会計決算、以上について、9月9日から10日の2日間、委員8名の出席の下、委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は原案のとおり異議なく可決認定すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

令和3年9月16日、決算審査特別委員会委員長牧山龍雄。

以上です。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号並びに認定第2号は、質疑、討論を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第1号並びに認定第2号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号 （1）令和2年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）令和2年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（3）令和2年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）令和2年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定、（5）令和2年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、（6）令和2年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 令和2年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程14、請願第1号 小林町歩地区（町道1254号線）舗装工事に
関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月9日の所管の総務経済常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。

つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

諸岡総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長諸岡周示君登壇〕

○総務経済常任委員長（諸岡周示君） それでは、総務経済常任委員会審査報告をいたします。

去る9月9日に開会されました令和3年第3回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました、請願第1号 小林町歩地区（町道1254号線）舗装工事に
関する請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

審査に当たり、当該地区の現状を説明いただき協議しましたところ、地域住民や配送業者等が通行する道路でありながら未舗装であるため、降雨時にはぬかるみによる通行困難

な状況が生じるなど、生活に支障を来しているため、採択すべきとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

令和3年9月16日、総務経済常任委員会委員長諸岡周示。

以上でございます。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり、採択することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程15、議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について提出者から提案理由の説明を求めます。

7番諸岡周示君。

○7番（諸岡周示君） 議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、提案理由説明を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社会的影響を及ぼしていることから、国民生活への不安が続いております。この中で、地方財政は、来年度においても財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。当町においても、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、防災・減災対策等の取組とともに、財政需要の増加が見込まれる社会保障等への対応に迫られております。このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であると考えます。

つきましては、この意見書への皆様方の御賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

○議長（服部 隆君） 御苦労さまでした。

提案理由の説明は終わりました。

議員提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議員提出議案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（服部 隆君） 日程16、選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員に北口弘毅君、林 博行君、岡野稔之君、内藤良夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北口弘

穀君、林 博行君、岡野稔之君、内藤良夫君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

○議長（服部 隆君） 日程17、選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員補充員に野澤良雄君、佐藤則夫君、熊木恒夫君、加藤幸生君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野澤良雄君、佐藤則夫君、熊木恒夫君、加藤幸生君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長（服部 隆君） 日程18、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の調査事項とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 隆君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会

中の調査事項とすることに決しました。

○議長（服部 隆君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。

これにて、令和３年第３回河内町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後零時２９分閉会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員